

交通誘導警備業務に係る検定合格者配置路線の変更について

警備業法により、道路交通法上、危険性の高い路線として、高速自動車国道、自動車専用道路のほか、各都道府県公安委員会が認定する路線において、交通誘導警備業務を行う場合は交通誘導警備業務 1 級又は 2 級の検定合格警備員を 1 人以上配置することが義務付けられています。

愛媛県公安委員会では、平成 27 年から 17 路線を認定路線としていましたが、令和 3 年 4 月 1 日から、下の表のとおりに変更となり、18 路線が認定されました。（令和 2 年 9 月 29 日付け第 3 号 愛媛県報で告示）

高速自動車国道、自動車専用道路又は認定路線において、交通誘導警備業務を実施する場合で、交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級の検定合格警備員を配置せず、警備業務を行った場合は、行政処分の対象となります。

令和 3 年 4 月 1 日から施行の認定路線（18 路線）

路 線 名	区 間
一般国道11号	愛媛県の全域
一般国道33号	愛媛県の全域
一般国道56号	愛媛県の全域
一般国道192号	愛媛県の全域
一般国道196号	愛媛県の全域
一般国道317号	松山市勝山町一丁目19番地4先から今治市波止浜三丁目先まで
一般国道437号	愛媛県の全域
県道新居浜角野線	愛媛県の全域
県道壬生川新居浜野田線	愛媛県の全域
県道松山伊予線	愛媛県の全域
県道松山空港線	愛媛県の全域
県道松山港線	愛媛県の全域
県道松山北条線	愛媛県の全域
県道伊予松山港線	愛媛県の全域
県道伊予川内線	愛媛県の全域
県道今治波方港線	愛媛県の全域
県道松山東部環状線	愛媛県の全域
県道壬生川丹原線	愛媛県の全域

お問い合わせ先

愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2

愛媛県警察本部生活安全部生活環境課営業係（警備業担当）

電話 089-934-0110